

令和8年度九州大学大学院法学府
修士課程入学試験問題（春季）

行 政 法

1. 次の(1)～(5)の中から3題を選び、なるべく簡潔に解答しなさい。解答には(1)～(5)のどれかが解るように、番号を付しなさい。(10点×3)

(1) 比例原則の意義について、説明しなさい。

(2) 行政手続法が定める意見公募手続の意義について、説明しなさい。

(3) 行政代執行が可能となる代替的作為義務とはどのようなものかについて、これにあたる具体例とあたらない具体例とを挙げて、説明しなさい。

(4) 行政行為の「不可争力」の根拠と意義について、説明しなさい。

(5) 審査請求前置主義の問題点と許容性について、説明しなさい。

2. 次の〔事例〕を読み、(6)及び(7)に解答しなさい。解答には、(6)及び(7)を付しなさい。

〔事例〕

食品輸入会社を経営するXは、海外で買い付けた冷凍スモークサーモン約100kg（以下、「本件食品」という）を輸送してA港に陸揚げ後、食品衛生法27条および同法施行規則32条1項に基づき、同港を管轄する検疫所長Yに対して輸入届出書を提出した。Yは所定の検査等を行った結果、本件食品には食品衛生法により、販売のための輸入等が認められていない、食品添加物が含まれていると判断した。

法令とは異なり、厚生労働省の局長通知として定められている「輸入食品等監視指導業務基準」（以下、「業務基準」という）によると、検疫所長は輸入の届出をされた食品等が、食品衛生法に適合すると判断した場合は、その届出をした輸入者に対して「食品等輸入届出済証」（以下、「合格証」という）を交付することとなっていた。他方、食品衛生法に違反すると判断した場合は、その届出をした輸入者に対して「食品衛生法違反通知書」（以下、「通知書」という）を交付し、その食品等の積戻し（輸出元への返送）や廃棄等を指導することとなっていた。これらの「合格証」も「通知書」も、根拠は業務基準である。そして貨物の輸入に必要な、関税法67条に基づく税関長の輸入許可が得られか否かは、同法70条および通関実務により、食品については、輸入許可申請書に「合格証」が添付されているか否かで、一律に決まるものとされていた。

上記のとおり、Yは本件食品について輸入が認められないものと判断したため、Xに対して通知書（以下、「本件通知書」という）を交付した。

Xは本件食品について「合格証」が得られるものと考えていたため、Yによる本件通知書に強い不満を抱いた。そこでXは本件通知書の取消しを求めて、取消訴訟を提起しようと考えた。

以下の、各設問に答えなさい。

注記：

・食品衛生法が定める厚生労働大臣の権限の一部は、(食品衛生法施行規則 32 条 1 項に見られるように) 実務の場面においては、検疫所長(条文上は「検疫所の長」)が行使していることを前提とすること。

(6) 取消訴訟などの抗告訴訟の「処分性」に関する、最高裁判所における判断基準を説明した上で、Y の立場から、本件通知書には処分性がない、という主張をしなさい。

(30 点)

(7) X の立場から、本件通知書には処分性がある、という主張をしなさい。

(40 点)

参考条文

○食品衛生法(抄)

第12条

人の健康を損なうおそれのない場合として厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて定める場合を除いては、添加物……並びにこれを含む製剤及び食品は、これを販売し、又は販売の用に供するために、製造し、輸入し、加工し、使用し、貯蔵し、若しくは陳列してはならない。

第27条

販売の用に供し、又は営業上使用する食品、添加物、器具又は容器包装を輸入しようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、その都度厚生労働大臣に届け出なければならない。

○食品衛生法施行規則(抄)

第32条 法第27条……に規定する者……は、……輸入届出書に次に掲げる事項……を記載して、貨物の到着予定日の7日前の日以降……に、……〔貨物が通関する場所を管轄する〕検疫所の長に提出しなければならない。〔略〕

一 氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)

二 〈略〉

三 貨物が食品であつて、当該食品が着香の目的以外の目的で使用される添加物……を含むときは、当該添加物の品名

- 四 〈以下略〉
2 〈以下略〉

○関税法（抄）

第67条

貨物を輸出し、又は輸入しようとする者は、政令で定めるところにより、当該貨物の品名並びに数量及び価格（輸入貨物（特例申告貨物を除く。）については、課税標準となるべき数量及び価格）その他必要な事項を税関長に申告し、貨物につき必要な検査を経て、その許可を受けなければならない。

第70条 他の法令の規定により輸出又は輸入に関して許可、承認その他の行政機関の処分又はこれに準ずるもの（以下この項において「許可、承認等」という。）を必要とする貨物については、輸出申告又は輸入申告の際、当該許可、承認等を受けている旨を税関に証明しなければならない。

2 他の法令の規定により輸出又は輸入に関して検査又は条件の具備を必要とする貨物については、第67条（輸出又は輸入の許可）の検査その他輸出申告又は輸入申告に係る税関の審査の際、当該法令の規定による検査の完了又は条件の具備を税関に証明し、その確認を受けなければならない。

3 第1項の証明がされず、又は前項の確認を受けられない貨物については、輸出又は輸入を許可しない。

以上